平成２９年（フ）第３７号
兵庫県朝来市山東町矢名瀬町782番地16
破産者　山本　康雄
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第１５５号
埼玉県比企郡川島町大字山ヶ谷戸125―４、住民票上の住所埼玉県比企郡川島町大字上伊草1484番地８
破産者　藤原　健治
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１６８号
埼玉県狭山市広瀬台１丁目27番15号
破産者　奥村　明子
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２３７号
埼玉県所沢市東所沢１丁目17番地の26　ガストハウスイースト２Ｂ、前住所埼玉県所沢市東所沢和田１丁目３番地の10　ソレーユ東所沢503
破産者　山崎　　勉
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２８３号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地　１街区８棟302号、前住所埼玉県狭山市鵜ノ木16番25―603号
破産者　渡部　隆章
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２８９号
埼玉県入間市扇台５丁目４番17号、前住所埼玉県所沢市大字牛沼429番地の14
破産者　田村　廣実
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１４４号
埼玉県深谷市稲荷町１丁目７番５号　ダイアパレス深谷210号
破産者　いやし屋こと　矢田こずえ（旧姓茂木）
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１４７号
埼玉県熊谷市曙町５丁目108番地　301号、住民票上の住所埼玉県熊谷市曙町５丁目32番地ブランジュール208
破産者　大関　　学
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１４９号
埼玉県比企郡滑川町月の輪４丁目18番地７
破産者　宮川　篤子（旧姓廣田）
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第８９５号
札幌市東区北27条東12丁目３―22　アーバンクラスタ元町Ⅱ201号室、住民票上の住所札幌市東区北11条東６丁目１番46―302号
破産者　近藤　進也
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０３４号
札幌市東区北30条東２丁目１番10号　北栄ハウス203号
破産者　山田　博司
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３５２号
名古屋市中川区宗円町１丁目52番地　アネックスM403号
破産者　セリオインターナショナルこと　**今**津　省吾
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５５４号
愛知県春日井市中央通１丁目29番地２、従前の住所愛知県小牧市城山３丁目２番地３　バンベール城山402号
破産者　セリカ健康カイロこと　鬼束　里美
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８２０号
大阪市此花区西九条１丁目29番７―203号
破産者　高橋久美子
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３２３号
大阪府八尾市久宝園２丁目68番地の１ヴェルデヴィラＡ、開始決定時大阪市生野区巽東４丁目７番34号
破産者　森田　正人
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４６１号
大阪府守口市大久保町５―62―16、住民票上の住所大阪府門真市四宮５丁目８番４号
破産者　**荒**金　隆浩
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５５９号
大阪市都島区高倉町１丁目14番15号　佐伯第１コーポラス　６―Ｈ号
破産者　山口　　仁
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６０８号
大阪市東住吉区田辺３丁目３番11号、前住所大阪市東住吉区田辺１丁目14番27号
破産者　村上　眞理
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部